

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から同年 9 月まで
自身の年金が必要であると考え、昭和 56 年 12 月頃、国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料は毎月 A 市役所の窓口で納付していた。未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 5 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 56 年 12 月 14 日に国民年金に任意加入して以降、申立期間直前まで 17 か月間の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間が未納であれば、作成・保管されるべき特殊台帳は見当たらず、申立期間当時、住所や申立人の夫の仕事などの生活状況に特段の変化もみられないことを踏まえると、申立期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月及び同年3月

申立期間の国民年金保険料は、納付書に現金を添え金融機関で納付した。申立期間が未納となっているので、調査してほしい。

なお、所持する納付書・領収証書の写しを提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立人が国民年金に加入した時点で申立期間は過年度納付が可能な期間である。

また、申立人が所持する国民年金保険料納付書・領収証書では、昭和49年6月14日に2か月分の保険料(1,800円)を納付したことが確認でき、納付された保険料は、第2回特例納付(附則18条)として、46年2月及び同年3月の保険料に充当処理されていることが、当時の被保険者台帳である特殊台帳及び領収済通知書において確認できるが、当該期間は、厚生年金保険の脱退手当金の受給期間であり国民年金に加入できない期間となることから、平成18年7月に還付されているが、当該期間は特例納付の対象ではなかったことを踏まえると、申立人は、申立期間の保険料を納付したものであると考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から2年3月まで

20歳で国民年金に加入し、国民年金保険料は前納するといくらか安くなるので、半年分から1年分を前納しており、申立期間の保険料についても平成元年4月に前納している。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、20歳から現在までの国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、その大半を前納していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる上、申立期間当時、住所や仕事に変化も無く、申立期間についてのみ保険料を納付しなかった特段の事情も見当たらないことから、申立期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 2407

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで
会社を退職して国民年金に加入してから、納付書が届くたび決められた期間に国民年金保険料を納付しており、申立期間のみ納付していないはずがないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和48年5月2日発行の国民年金手帳において、申立期間の各月に50年4月15日に国民年金保険料を納付したことを示す検認印が押されており、割印の上、国民年金印紙検認台紙が切り離されていることが確認でき、一連の印紙検認方式による取扱いに不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 27 日から 42 年 1 月 18 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 45 年 6 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
(株式会社 B)
③ 昭和 46 年 8 月 1 日から 48 年 10 月 1 日まで
(株式会社 B)

申立期間の A 株式会社及び株式会社 B (現在は、C 株式会社) での厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、脱退手当金は申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 1 か月後の昭和 43 年 2 月 28 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、脱退手当金の支給記録の有る同僚の欄には「脱」の表示があるが、申立人の欄には「脱」の表示が無い。

さらに、上記被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿において、申立人の生年月日は昭和 13 年 * 月 * 日と誤って記載されている。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、

申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間②及び③について、D年金事務所に保管されている申立人の脱退手当金裁定請求書には「小切手 48.12.22 交付済」の押印が有り、職歴欄には株式会社Bに係る申立期間②及び③の職歴が記載されていることが確認できる。

また、株式会社Bの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が有ることが確認できる。

さらに、脱退手当金の支給額は申立期間②及び③の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和48年12月22日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 8 日から 34 年 11 月 1 日まで
(A株式会社)
② 昭和36年 5 月 4 日から37年 4 月 1 日まで
(株式会社B)

当時、脱退手当金という言葉も知らなかったし、脱退手当金は受給していないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人には、申立期間①と②の間に未請求となっている被保険者期間が有り、当該期間は申立期間①及び②と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることから、当該期間がその計算の基礎とされていないことは事務処理上不自然である。

また、申立人は、昭和 35 年 6 月 * 日に婚姻により改姓しており、婚姻後に申立期間①と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で厚生年金保険被保険者資格を取得した申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の氏名は新姓で管理されているところ、申立期間に係る脱退手当金が新姓又は旧姓のいずれかで請求されたとしても、裁定に係る事務処理において申立人が改姓したことが同被保険者名簿により確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿

及び申立期間①に係る同被保険者名簿の氏名は新姓に変更されるべきものであると考えられるが、当該払出簿及び当該被保険者名簿の申立人の氏名は旧姓で記載されたままとなっており、事務処理上不自然である。

さらに、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答した旨の記録が無い上、記録されている脱退手当金支給額は法定支給額と相違しており、その原因は不明であるなど、脱退手当金の支給手続が適正に行われたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成8年6月から同年9月までは47万円、同年10月から10年6月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から10年6月まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間についてのみ、標準報酬月額がそのほかの期間の標準報酬月額よりも半減している。当時、給料は60万円ぐらいで下がることは無かったので、当該標準報酬月額には納得できない。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA株式会社における標準報酬月額は、申立期間のうち、平成8年6月から同年9月までの期間については当初47万円、同年10月から10年6月までの期間については当初50万円と記録されていたところ、同年6月8日付けで8年6月1日に遡って、それぞれ26万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所における申立人以外の4人の元同僚についても、申立人と同様に、平成10年6月8日付けで、8年6月1日に遡って標準報酬月額が大幅に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、上記4人の元同僚のうちの一人が所持している給与明細

書及び平成9年分の源泉徴収票から、当該期間における給与支給額及び保険料控除額は、遡及訂正前の標準報酬月額に見合う金額であったことが確認できることから、申立人についても遡及訂正前の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたものと推認される。

また、申立人と同様に標準報酬月額が遡って訂正されている複数の元同僚は、申立期間について、申立人の主張と同様に「当時、給料が下がることは無かったにもかかわらず、知らないうちに標準報酬月額が下げられている。会社からの説明も無く、経営状況は順調であったことから、標準報酬月額が減額される理由について心当たりは無い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、減額訂正前のオンライン記録から、平成8年6月から同年9月までは47万円、同年10月から10年6月までは50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、上記元同僚の給与明細書及び源泉徴収票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書等で推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から10年2月までの期間、同年3月及び16年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年12月から10年2月まで
② 平成10年3月
③ 平成16年7月から同年9月まで

未納とされている申立期間①及び③について、時期は定かではないが、母親が、国民年金保険料の納付書が来るたびに納付した。また、申立期間②について、当時は大学生であったため、平成10年2月以降、A市役所職員に勧められて全額免除の手続をしたが、後に母親が追納したはずであり、未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立期間①及び③については国民年金保険料の納付書が来るたびに納付し、申立期間②については追納したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、A市の国民年金過去累計記録では、当該期間を含む平成9年度の納付記録は「資格4 未納3 免除1」（被保険者資格期間4か月のうち、未納期間が3か月、免除期間が1か月であることを示す。）とされ、国民年金保険料が納付された形跡は見当たらず、これはオンライン記録とも一致している。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間を含む平成10年3月から12年3月までの全額申請免除期間に係る国民年金保険料の追納申出を

13年4月10日に行い、申立期間を除き、同年4月16日に追納していることが領収済通知書及びオンライン記録により確認できるが、申立期間について、同通知書は見当たらない上、当該期間の追納が行われなかったことから、後続期間の追納記録を入力するために、いったん免除期間の変更処理が行われていることがオンライン記録において確認できる。

さらに、申立期間③について、国民年金保険料が現年度納付されなかったことから、平成18年3月14日に納付督促が実施され、督促結果「16/7-16/9 納付書送付」とされていることがオンライン記録により確認でき、当該期間の過年度納付書が発行されたものと考えられるが、これら申立期間①、②及び③に係る現年度及び追納を含む過年度の納付書は、いずれも月ごとにコンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間に係る7枚の納付書全てについて、保険料納付記録が漏れるとは考え難い。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の基礎年金番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、別の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から同年11月までの期間、3年3月及び4年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月から同年11月まで
② 平成3年3月
③ 平成4年1月から同年3月まで

私は平成2年7月頃にA市B区役所C支所で国民年金の加入手続きを行い、金額は定かではないが、国民年金保険料を納付した。また、4年3月に、アルバイトをして貯めたお金から、同支所で保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年7月頃にA市B区役所C支所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間①については、同支所で納付し、申立期間②及び③についても、それぞれ会社を辞める都度、同支所で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成2年8月頃に払い出されたものと推認でき、申立人は、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと考えられることから、現年度納付は可能であるものの、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間の現年度保険料が納付された形跡は無い上、申立期間の納付書は、コンピュータにより月ごとに作成され、光学式文字読取機（OCR）により、収納情報として入力されていることから、5枚

全てについて、納付記録が漏れるとは考え難い。

また、申立期間②及び③について、上記の国民年金収滞納リストでは、申立人は、平成2年12月に国民年金の被保険者資格を喪失して以降、同資格を再取得した形跡は見当たらないことから、当該期間について、A市では申立人を被保険者として管理していなかったものと考えられ、このことは、オンライン記録において、当該期間に係る申立人の国民年金被保険者資格が、23年1月24日に追加処理されたものであることが確認できることも符合し、この処理時点まで、当該期間は国民年金に未加入の期間である上、処理時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から50年11月まで

婚姻と同時に年金が必要だと思い、昭和49年12月頃にA県B郡C町役場（現在は、D市役所）で国民年金の加入手続を行った。その際に役場の係から付加保険料の納付を勧められ、申立期間は付加保険料を含む国民年金保険料を同町役場で印紙により納付していた。未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月頃にC町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を同町役場で納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳には、「はじめて被保険者となった日 昭和50年12月13日」と記載され、「被保険者の種別」は任意の資格であることが確認でき、このことは、当時の国民年金被保険者台帳である申立人の特殊台帳及びオンライン記録とも一致しており、任意加入の場合、遡って国民年金被保険者資格を取得できないことから、申立人は、同日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない上、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記

号番号による納付の可能性を検証するため、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A県内全てについて、「E（漢字）」及び「F（カナ）」で検索を行い、オンライン記録により、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から60年9月まで

昭和62年10月に離婚してA市B区に転居後、就職して2、3か月がたった頃、20歳からの国民年金保険料の請求書が送付されてきたが、金額が多かったため社会保険事務所（当時）の職員に相談したところ、分割納付することとなり、分厚い納付書つづりをもらい、申立期間の保険料は、63年から64年頃に、毎月5,000円から1万円ぐらいを銀行で納付した。加入手続は、63年頃、C社会保険事務所（当時）で行った。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年10月にA市B区に転居後、20歳からの国民年金保険料を分割納付することとし、申立期間の保険料は、63年から64年頃に、毎月5,000円から1万円ぐらいを納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、D県E郡F町（現在は、G市）において、昭和61年11月に元夫と連番で払い出されていることが被保険者台帳管理簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、加入時点では、申立期間の大半は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、上記の国民年金加入時点において、申立期間の一部は過年度納付が可能であるものの、申立人からはF町で遡って国民年金保険料を納付したとの主張は無い。

さらに、申立人は、申立期間に後続する昭和 60 年 10 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料を、C 社会保険事務所において 62 年 10 月 21 日付けで月ごとに発行された納付書により、同年 11 月 27 日以降、5 回に分けて過年度納付していることが領収済通知書により確認できることを踏まえると、申立人は、B 区に転居後、遡って納付可能な当該期間の保険料を過年度納付したものと推認できるものの、最初の納付日時点において、申立期間は既に時効により保険料を納付できず、特例納付は実施されていない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2412 (事案 141、1231 の再々申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月までの期間、同年 5 月から 38 年 12 月までの期間及び 39 年 3 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 37 年 5 月から 38 年 12 月まで
③ 昭和 39 年 3 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 1 月に申立期間①から③までの国民年金保険料を A 社会保険事務所 (当時) で特例納付したことを覚えており、前回の決定には納得できないので、再申立てをする。

第 3 委員会の判断の理由

前々回の申立てについては平成 20 年 4 月 22 日付け、前回の再申立てについては 21 年 7 月 30 日付けで、当委員会の決定に基づき年金記録の訂正は必要でないとする通知を行っている。

今回、申立人の再々申立内容は、前々回及び前回の申立内容と同様であり、当委員会の決定を変更すべき新たな資料・情報は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から54年10月までの期間及び同年11月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から54年10月まで
② 昭和54年11月から55年3月まで

20歳になった際、母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間①の国民年金保険料については、当時学生であったので、母親が両親の保険料と一緒に集金人に納付してくれていた。婚姻後の申立期間②については、妻の分と一緒に自分で集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和51年*月頃に国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料は申立人の母親が、申立期間②の保険料は自身が集金人に妻の分と一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和55年8月に申立人の妻と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①について、申立人が所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日」として昭和54年11月1日と記載されており、これはA市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リスト及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録とも一致していることから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であ

り、保険料は納付できなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立人が国民年金に加入したものと考えられる上記の時点では、当該期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、国庫金である過年度保険料は集金人に納付することはできず、申立内容とは符合しない上、一緒に納付したとする申立人の妻も未納である。

加えて、申立人の母親及び申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムによりB県内全てについて、「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索し、オンライン記録により、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から3年3月までの期間、7年3月から8年9月までの期間、13年11月から14年3月までの期間及び15年5月から16年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月から3年3月まで
② 平成7年3月から8年9月まで
③ 平成13年11月から14年3月まで
④ 平成15年5月から16年3月まで

私は、20歳の頃A市の大学に通っており、私の母親が実家の有るB県C市D区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。同じく大学生であった私の弟は、20歳から保険料を納付している。

申立期間②については、会社を退職した時期であり、国民年金保険料の納付が困難であったが、保険料の免除申請は行わず、平成8年9月頃転居の際に役所の窓口で当該期間の保険料を全て納付した。

申立期間③及び④については、実家に暮らしていたので、両親の援助も受けながら当該期間の保険料を全て納付した。

申立期間①から④の国民年金保険料が未納又は免除とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その母親がC市D区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人は、昭和 62 年 4 月から A 市で住民登録していることが戸籍の附票により確認でき、制度上、C 市では加入手続を行えない上、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、平成 7 年 3 月頃に A 市において払い出されていることが推認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、A 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立人は、平成 7 年 3 月 15 日付けで初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、これは申立人が所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日 7 年 3 月 15 日」と記載されていることとも一致（後に、オンライン記録において、厚生年金保険被保険者資格の喪失日である同年 3 月 16 日に訂正）していることから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、当該期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立人は、会社を退職した時期であり、国民年金保険料の納付が困難であったが、保険料の免除申請は行わず、平成 8 年 9 月頃転居の際に役所の窓口で全て納付し、申立期間③及び④については、実家に暮らしていたので、両親の援助も受けながら保険料を全て納付したと主張している。

しかしながら、上記の国民年金収滞納リストにおいて、申立期間②のうち、平成 7 年 3 月は未納とされている上、後続する同年 4 月から 8 年 9 月までの期間については、国民年金保険料の申請免除を表す「メ」が各月に記録されていることが確認できるとともに、オンライン記録においても、7 年 4 月から 8 年 3 月までの期間は 7 年 5 月 31 日に免除申請され、8 年 4 月から同年 9 月までの期間は同年 5 月 1 日に免除申請されていることが確認でき、一連の記録に不自然さはいかかわらず、これら免除期間の保険料を納付するには、追納申込を行い、納付書の交付を受ける必要があるが、オンライン記録では、当該申込が行われた形跡は認められない。

また、申立期間②のうち、平成 7 年 3 月、申立期間③及び④に係る納付書は、コンピュータにより月ごとに作成され、光学式文字読取機（OCR）により、納付記録として入力されることから、これら合計 17 枚全てについて、国民年金保険料の納付記録が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①から④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が

払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、勤めていた会社を退職した後、昭和59年5月頃国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は郵便局で納付していた。最初の3か月は保険料を納付しているのに、残りを納付していないことは考えられず、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年5月頃国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は郵便局で納付していたとしている。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、申立期間は現年度納付が可能であるが、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は未納であることが確認できる上、A市が郵便局による現年度保険料の収納を開始したのは63年4月であることから、申立期間の保険料を郵便局で納付したとする申立内容とは符合しない。

また、当時、A市では現年度保険料の納付書は月ごとにコンピュータで作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されていることから、申立期間の国民年金保険料納付記録全てが漏れるとは考え難い上、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から62年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から62年7月まで

私は、国民年金の加入手続は覚えていないが、国民年金保険料は、毎月金融機関で納付し、その後、口座振替により納付していた。平成10年頃にA市B区役所で国民年金への切替えを行った際には、申立期間の保険料が未納との指摘は無く、申立期間が未納とされていることには納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月納付しており、申立期間の保険料が未納との指摘は無かったと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者記録により、平成7年12月頃に払い出されていることが推認でき、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、加入時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる上、A市が国民年金の加入状況等を記録している収滞納リストに、申立人は、申立期間が記載されておらず、同市では申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったこととも整合することから、申立内容とは符合しない。

なお、申立期間に係る申立人の国民年金被保険者資格は、婚姻に伴う平成3年1月からの第3号特例納付の処理が、8年1月8日に行われたことを契機に追加されたものであることがオンライン記録により推認でき、この処理が行われるまでは、申立期間は国民年金に未加入の期間であったも

のと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、C県内全てを対象に、「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索を行い、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2417

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から59年6月まで

亡くなった私の母親は、私の老後を心配し、私が20歳の頃、A市B区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。私の妹も私が国民年金に加入し、母親が保険料を納付していたことを知っている。両親は国民年金に関する知識を持っており、収入も有ったので、私の保険料を納付しないはずは無く、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳の頃、その母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年2月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、加入時点では、申立期間の大半は既に時効により保険料を納付できず、これを納付するには、特例納付によることとなるが特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人は、上記の国民年金加入直後の昭和61年3月17日に、現年度納付が可能であった60年4月から61年3月までの国民年金保険料を一括納付していることが、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにより確認できるとともに、申立期間直後の59年7月から60年3月までの9か月間の保険料を61年8月2

日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

この点については、国民年金加入時点で36歳であった申立人は、前記の現年度納付以降60歳に達するまで国民年金保険料の納付を継続しても、老齢基礎年金の受給資格（300か月）に4か月不足することから、上記61年8月2日の納付時点において、遡及納付が可能であった9か月分について、受給権確保の観点から、過年度納付したものと推認できるものの、申立期間は既に時効のため保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳に「はじめて被保険者となった日 昭和44年*月*日」と記載されていることを挙げているが、初めて被保険者となった日は、制度上、「20歳の誕生日の前日」が国民年金被保険者資格取得日となることを示すものであり、加入手続日やその日以降の保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月26日から30年5月1日まで
昭和28年6月1日から34年6月14日までA株式会社(後に株式会社B)に勤務していた。年金記録では、昭和29年5月26日から30年5月1日までの期間が未加入期間となっているので、厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A株式会社に勤務していた同僚は、「申立期間も会社は継続して事業をしていた。申立人が勤務していたことを記憶している。」と供述していることから、申立人が、申立期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社は既に解散しており、事業主と取締役であったその妻は所在不明であり、商号変更した株式会社Bの取締役に就任した者も既に亡くなっていることから関連資料を得ることはできず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A株式会社は、昭和29年5月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、当時被保険者は16人おり、上記の同僚も「会社では、申立期間に特別変わったことは無かった。」と供述しており、適用事業所でなくなった後も事業を継続していたことがうかがえるものの、当時の複数の同僚に照会しても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 5 月 1 日から 23 年 10 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について未加入となっていることがわかった。この期間は、A卸売市場内にあったB株式会社C出張所（現在は、D株式会社）で主任として勤務していた時期であり、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB株式会社C出張所（昭和 23 年 4 月 16 日にD株式会社に改称。）に勤務したと申し立てており、申立人が記憶している複数の同僚の氏名が、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できること、及び複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B株式会社の後継事業所である株式会社E及びD株式会社に照会したが、当時の資料は保管されておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人について記憶している者はいるものの、申立期間における申立人の、厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録において、B株式会社C出張所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらず、D株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 23 年 8 月 1 日であり、申立期間のうち、21 年 5 月から

23年7月31日までの期間は適用事業所であった事実は確認できない。

加えて、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年8月1日に在職していた者は52名いるが、当該事業所における被保険者の資格取得日は52名全員が申立期間より後の昭和23年11月1日となっている上、当該被保険者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号も連続しており申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 19 日から 36 年 12 月 21 日まで

日本年金機構から年金加入記録のお知らせが届き確認したところ、A株式会社に勤務をしていた申立期間における船員保険に記録されている標準報酬月額が著しく低いので調査をして、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てており、元同僚のうちの一人が所持する「給与支払明細書」の記載内容及び元同僚等の供述から、申立人が、申立期間に、船員手帳に記載されている給料額に諸手当を加えた報酬額を受け取っていたことは推認できる。

しかし、申立期間について、A株式会社が保管する申立人に係る労働者名簿及び申立人が所持する船員手帳には、本給額及び乗船本給額のみが記載されており、各月の船員保険料控除額を確認できる記載は無い。

また、申立人の申立期間において、A株式会社に係る船員保険被保険者台帳には、報酬月額及び標準報酬等級が記載されており、オンラインに記録されている標準報酬月額と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

さらに、A株式会社に係る船員保険被保険者台帳において、申立人と同じ昭和 31 年 7 月に被保険者資格を取得している職務名が「機員」と記載されている元同僚 10 人について標準報酬月額の推移を比較したが、申立人の標準報酬月額は、上位で推移をしており、申立人に係る標準報酬月額が著しく低いこ

とがうかがえる事情は確認できない。

加えて、元同僚のうちの一人が所持する「給与支給明細書」について検証したところ、同人に係る船員保険被保険者台帳に記録されている標準報酬月額と船員保険料控除額に見合う標準報酬月額が一致している。

また、A株式会社の現船員部執行役員・船員部長は、「賃金台帳等の関連資料は保管されていない。」と回答している上、上記の複数の元同僚に照会しても、申立人に係る申立期間の船員保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 2 日から同年 5 月 1 日まで
(A社)
② 昭和37年 6 月 1 日から42年 8 月26日まで
(株式会社B)

当時、2万5,000円もの大金が支給されていれば覚えているはずである。私は脱退手当金を受けていないので、調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C年金事務所に保管されている、申立期間①及び②に係る脱退手当金裁定請求書には、「受付 42. 8. 30」、「現金支払済 42. 12. 19」の押印が有る上、同裁定請求書の裏面には、社会保険事務所（当時）の窓口で、申立人が脱退手当金を受領した旨の署名及び押印が確認できる。

また、申立期間②の株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の押印が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年12月19日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和29年8月15日から30年3月1日まで
(A社)
② 昭和35年2月28日から同年10月1日まで
(B社)
③ 昭和35年9月28日から同年12月20日まで
(C社)
④ 昭和36年1月20日から37年5月16日まで
(D社)
⑤ 昭和38年10月2日から44年10月31日まで
(株式会社E)
⑥ 昭和44年11月1日から46年7月1日まで
(B社)

脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、一時金を受けると年金額が少なくなることを知っており、請求するはずがないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

F年金事務所が保管している申立期間①から⑥に係る脱退手当金裁定請求書には、「受付 昭46.8.11 F社会保険事務所」、「脱手 46.8.16」、「小切手 46.10.26 交付済」の押印が確認できる。

また、申立期間⑥のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の記載が有

る上、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間⑥に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和46年10月26日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑥に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
私は、昭和 60 年 11 月 21 日から 63 年 8 月 31 日まで A 株式会社（現在は、B 株式会社）に勤務しており、63 年 9 月分給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同年 8 月が厚生年金保険被保険者期間となっていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の関連会社である C 株式会社を作成した「給与及び社会保険料等の控除明細書」から、申立人は昭和 63 年 9 月支給分給与において、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

しかし、C 株式会社及び B 株式会社は、申立人の勤務期間を明らかにする労働者名簿等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができない。

また、A 株式会社の複数の元同僚は、申立人を記憶しているものの、退職日について記憶しておらず、申立内容に係る供述を得ることができない。

さらに、申立人の A 株式会社に係る雇用保険の離職日は、昭和 63 年 8 月 30 日であることが確認できる。

加えて、C 株式会社が保管する申立人の退職願の写しには、昭和 63 年 8 月 30 日付けの退職を申し出た旨の記載が有ることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 19 条によると、被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法 14 条には、資格

喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和63年8月31日であることから、申立人が主張する申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月1日から同年11月25日まで
(A株式会社)
② 昭和27年1月5日から同年9月27日
(B株式会社 C工場)
③ 昭和27年8月21日から33年5月1日
(D株式会社)

脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、受給した記憶は無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年6月18日に支給されている記録が残っているなど、事務処理に不自然さはない。

また、上記被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後の2年以内に被保険者資格を喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格である2年以上の被保険者期間を有する者11人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、その全員に脱退手当金の支給記録があり、そのうち申立人を含む9人は、被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金が支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給された時期は、通算年金制度創設

前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、同制度が創設されるまでの間に厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人は、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 10 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで
② 平成 8 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A株式会社勤務していた期間のうち、平成 4 年 10 月から 7 年 9 月まで及び 8 年 4 月から同年 7 月までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、平成 17 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、閉鎖事項全部証明書によると、同年 10 月 31 日に解散し、18 年 9 月 19 日に清算終了している上、申立期間当時及び解散時の事業主に照会したが回答は得られない。

また、A株式会社の清算人が所属した法律事務所は、賃金台帳等の資料は保管していない旨を回答しており、同社が加入していたB健康保険組合についても、申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び納付された保険料額を確認できる資料は保管していない旨を回答していることから、申立人の申立期間について、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

さらに、複数の元同僚の給与支給明細書によれば、保険料控除額を基に算定した標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できることから、申立人の保険料についても、届出どおりの控除がされているものと推認できる。

申立期間①については、申立人は、3年間の標準報酬月額に変動が無いことについて不自然であると主張しているが、オンライン記録によると、任意に

抽出した 59 人の元同僚のうち、7 人が申立人と同様に 3 年間の標準報酬月額の変動が無いことが確認でき、前後の期間においても、3 年間の標準報酬月額の変動が無い者が 6 人ずついることが確認できることから、申立期間①において、標準報酬月額に変動が無いことについて、特に不自然さは認められない。

また、申立期間②において、申立人は、給料は下がることは無いと主張しているが、オンライン記録によると、任意に抽出した 39 人の元同僚のうち、17 人の標準報酬月額が平成 8 年 4 月 1 日付けで引き下げられていることが確認できる。

さらに、閉鎖登記簿謄本により、申立人が役員に就任した平成 8 年 3 月 28 日と同日に役員に就任していることが確認できる元同僚 2 人及び同日に重任した元役員 1 人についても、申立人と同様に同年 4 月 1 日付けで標準報酬月額が引き下げられ、同年 8 月 1 日付けで引き上げられていることが確認できる。

加えて、当時の経理担当役員は、同年 8 月より前に合理化のため賃金カットを行った記憶があると供述しており、複数の元同僚に照会しても、申立人の主張を裏付ける関連資料等を得ることはできない。

また、当時の役員及び複数の同僚の標準報酬に係るオンラインの記録をみても、標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月1日から同年8月1日まで
② 昭和31年8月20日から32年8月20日まで
昭和29年7月1日から32年8月20日まで、株式会社Aに勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。同社には継続して勤務していたので、調査の上、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び当該事業所の業務を承継した株式会社Aに係る被保険者名簿のいずれにも氏名が記載されている複数の同僚の回答により、申立人が当該期間においてB社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和30年3月1日に適用事業所でなくなっており、また、株式会社Aに係るオンライン記録によると、同社は、同年8月1日に新規適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①において、B社及び株式会社Aのいずれの事業所についても厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、上記のB社に係る被保険者名簿では、申立人を含む9名の被保険者全員が昭和30年3月1日付けで資格を喪失した旨記載されており、株式会社Aに係る被保険者名簿では、当該9名の被保険者がいずれも同年8月

1日付けで資格を取得していることが確認できる。

さらに、株式会社Aは既に廃業し、同社の事業主は既に亡くなっており、申立期間①において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

加えて、複数の同僚に照会したが、申立期間①において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述及び関連資料等を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、複数の同僚の供述から、申立人が株式会社Aに勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、株式会社Aは既に廃業し、同社の事業主は既に亡くなっており、申立期間②において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間②において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる供述及び関連資料等は得られない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の資格喪失日が「31.8.20」と記載されており、上記の株式会社Aに係る被保険者名簿では、申立人は昭和31年8月20日付けで被保険者資格を喪失し、健康保険証が返納された旨が記載されている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。